

北魏後期における門下省について : 北魏末・東魏の 門下省の質的变化を中心として

川井, 貴雄
別府大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25853>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 37, pp.24-57, 2009-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :



北魏後期における門下省について

—北魏末・東魏の門下省の質的変化を中心として—

川井 貴雄

はじめに

唐代の三省制度については、内藤乾吉氏をはじめとする諸研究者により多くの研究が蓄積されてきた^{〔1〕}。この間の三省制度に関する考察は、三省制の機能やその運営の実態、或いは唐代における三省制の展開に焦点を当てたものが多く、三省制の確立過程を具体的な政治史の展開と絡めて詳細に考察したものは少ない。筆者は、このような研究状況を踏まえて、三省の中でも特に門下省に焦点を当て、その唐代の実態が確立する過程を政治史の推移を睨みながら明らかにしようと思っている。

さて、本稿では、北朝後期特に北魏末・東魏における門下省を考察の対象として扱う。何故この時期の門下省を考察の対象とするのか。三省の各部署が、秦漢以来、皇帝の秘書官的役割を担っていた中書・侍中・尚書に起源をもつこと、またこれらが独立した部署としての地位を確立するのが魏晉南北朝時代であることは、夙に知られている。このうち門下省の成立は西晉に属するので、その考察は西晉から始めるのが妥当なのかもしれない。しかし、門下省がその權威を最も伸長したと思われるのは、北朝後期、就中、北魏末の孝明帝期以降に当たり、門下省の政治組織としての展開を考え

るうえで、この時期はこのほか注目される。この時期の門下省については、すでに窪添慶文氏が論及されているが⁽²⁾、それ以降の門下省の展開については、窪添氏を含め必ずしも十分に考察が加えられていないのが現状である。ところで、陳寅恪氏は夙に隋唐制度の淵源の一つとして北魏から北斉への流れを指摘された⁽³⁾。すなわち北斉が隋唐における文物・制度形成の中継点的役割を担ったという観点であるが、北斉を含む北朝後期の門下省に関する考察はこのような見方を検証する意味も持っている。

管見の限りではあるが、各種史料から北魏孝武帝期から北斉末までの侍中就任者の動向を抽出し分析すると、凡そ三つの時期に亘って変化していることが窺える（後掲の図一侍中記事件数および図二黃門侍郎記事件数、参照）。それは、①北魏孝武帝期・東魏期、②北齊文宣帝期から北齊孝昭帝期、③北齊武成帝・後主兩期（幼主含む）の三期である。本稿では、それら三つの時期のうち、第一期に当たる北魏末孝武帝期から東魏期を考察の対象とする。この時期の門下省の職掌と地位の変化に焦点を当て、その質的变化について論証したい。この時期に関しては、門下省の職制の展開に大きく影響を与えたと考えられる政治的出来事が二点指摘できる。詳細は後述するが、一つは、北魏末孝武帝期の永熙三年（五三四）八月に生じた清河王亶の大司馬就任にともない門下省の権限が総体的に弱められた事件であり、いま一つは、東魏孝静帝期の武定二年（五四四）に生じた高澄（高歡の世子）の大將軍領中書監就任にともない門下省の機事が中書省へ移った事件である。当時は、晋陽に霸府、国都に魏朝と兩都が併存する情勢にあり、この時期の門下省の質的变化はこの兩都制の実状が深く関わっていたものと考えられる⁽⁴⁾。本稿ではこうした当時の政治状況を踏まえつつ、この時期の門下省の質的变化を取り扱う。

さて、当該時代における門下省に関する先行研究は、決して多いとは言えない。本稿で取り扱う北魏孝武帝期、永熙三年（五三四）に見られる制度的な変化については、管見の限りにおいては、先行研究は見られない。一方、東魏孝静帝期、武定二年（五四四）の変化については、中書省の官制に関する研究を中心に先行研究が蓄積されている⁽⁵⁾。

この時期の変化として詔勅起草権が中書省へ戻され、中書省が門下省に代わり機務を担当するようになる点が指摘され

ている。しかし、門下省の視点に立った考察が十分になされてきているとは言えず、この点については未だ研究の余地があると思われる。

一 北魏末における「省尚書事」権の縮少

本節では、北魏孝武帝期における変化について、その政治的な背景を踏まえつつ、門下省の質的な変化に焦点を当てて考察する。

さて、当該時期における変化は、『北齊書』卷二神武帝紀下、永熙三年八月甲寅の條に、孝武帝入閤の翌月のこととして、

神武以萬機不可曠廢、乃與百僚議以清河王亶為大司馬、居尚書下舍而承制決事焉。

とあり、また『魏書』卷十一出帝紀、永熙三年八月甲寅の條に、

八月甲寅、推司徒公、清河王亶為大司馬、承制總萬機、居尚書省。

とある如く、東魏孝靜帝の父清河王亶の大司馬就任にともなうものであった。この人事にともない、尚書省において制を承けて事が決せられるに至った（以下、「承制決事」とする）。承制とは、皇帝に上奏せずして、時宜に応じて適宜処置することであり、決事とは、『魏書』出帝紀に見られる如く、「萬機を総べる」ことと同義であろう。この史料中、注目すべきは、「承制決事」の場が尚書省であった点である。従来の先行研究において、北魏孝明帝期、門下省が輔政の場であり詔勅起草の場であったことが指摘されている⁶⁾。

では、ここに清河王亶の大司馬就任に伴って尚書省において「承制決事」が行われることとなった事実がもつ政治制度史上の意味は何なのか。本節において考察してみたい。ついては、先ず清河王亶の大司馬就任に関わる一連の事態の背景となった政治的動向について検討し、次いで、この門下・尚書兩省をめぐる変動が如何なる制度史的意味を持つも

のなのかを考えてみたい。

(1) 政治的背景

永熙三年（五三四）八月に生じたこの政治的変動には、朝廷（洛陽）と霸府（晋陽）との対立に加えて、丞相高歓による霸府政治の拡大が背景にあった。もともとこの時期は、孝武帝と丞相高歓との対立が伏流として存在していた。孝武帝は高歓によつて擁立された皇帝ではあるが、全くの傀儡というわけではなかった⁽⁷⁾。

中興二年（五三二）四月、高歓は、それまで北魏の朝政の実権を掌握していた爾朱氏を倒し、孝武帝を即位させる。

同年七月には、爾朱氏の残存勢力である爾朱兆を討ち、并州を平定すると、その治所である晋陽に大丞相府を設置した⁽⁸⁾。ここに洛陽の北魏朝廷と晋陽の丞相府とによる二重権力構造が生まれたのであった。続いて高歓は、同年十二月には自らの長女を孝武帝の后と為し、外戚として自己の権力を伸長させる基盤を作った。さらに起兵以来の腹心である孫騰を侍中として北魏朝廷内に送り込み、国政の機密に参与させ⁽⁹⁾、霸府による北魏朝廷の権力掌握を進めた。

しかし、永熙二年（五三三）以後になると、孝武帝の側近である斛斯椿らが孝武帝に高歓に対する讒言を行い、遂に孝武帝と高歓との間に間隙が生じることとなった。以後、孝武帝は斛斯椿の進言を聞き入れ、高歓への對抗姿勢を強める⁽¹⁰⁾。同年二月には部曲を配置し自己の周辺への防備を固める一方、当時関中に勢力を張っていた賀拔岳と結び、後顧の憂いを断つとともに自らの助勢とした。こうした孝武帝と高歓との対立は同年三月の司空高乾の死によつて、一層深刻さを増した⁽¹¹⁾。

翌永熙三年（五三四）四月になると両者の対立は更に進み、中央では、高歓が霸府より送り込んでいた孫騰（侍中）、封隆之（侍中）、婁昭（領軍將軍）、任祥（尚書左僕射）らがこぞつて丞相府へ出奔し、北魏朝廷内の枢要の官は斛斯椿ら孝武帝側の人物によつて占められることとなった⁽¹²⁾。また地方では、徐州・建州・濟州など河東を中心とする諸

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として―（川井）

州が高欽側の勢力下にはいり、河南・関西諸州は孝武帝側の勢力と華北の勢力とによって二分される情勢が生じた¹³⁾。七月に至ると、孝武帝は南伐と称して河南諸州の兵十余万を發して河橋に駐屯し、高欽の軍と対峙するといった緊迫した事態を迎えた。こうした事態は、孝武帝が斛斯椿の進言を聞き入れ、関中の宇文泰を頼つて長安へ逃れていったこと（孝武帝入関）により一応の終結をみる。これにより北魏朝廷は玉座に皇帝を欠くという異常な事態に見舞われた。

翌八月、入洛を果たし永寧寺に宿泊していた高欽は、百官を集めてこの度の孝武帝との一件に関して百官の非違を糾した。

高欽は、集まつた百官に対し、臣下としての本分を全うしなかったことに対して厳しく糾弾し、侍中兼尚書左僕射であつた辛雄をはじめとして開府儀同三司叱列延慶、兼吏部尚書崔孝芬、都官尚書劉廞、兼度支尚書楊機、散騎常侍元士弼を誅殺した¹⁴⁾。

清河王竇の大司馬就任と尚書省における「承制決事」はまさにこの高官誅殺の直後に断行されたのであつた。この措置の直接の理由については、『北齊書』卷二神武帝紀下、永熙三年八月甲寅の條に、「以萬機不可曠廢」とあり、国政の遲滯が懸念されてのことであつた。では、国政の遲滯が懸念されるような状態とはどのようなものであつたか。

辛雄ら高官誅殺の一件を子細に見てみると、高欽の誅殺によって命を落とした人物の多くが尚書省に属し、それも長官クラスの人物であつたことがわかる。尚書関係者を列挙すると、辛雄は兼尚書左僕射、崔孝芬は兼吏部尚書、劉廞は都官尚書、楊機は兼度支尚書といった具合である。後掲の表一は「承制決事」前後の尚書省諸官の長官人事の変化を表にしたものである。この表からもわかる如く、この高官誅殺にともない国政の執行機関たる尚書省の長官がほとんど在任していないという状態が生じたことになる。

すなわち、要点をかいつまんて言えば、「以萬機不可曠廢」という懸念はまさにこの尚書省諸官の長官の不在に伴う国政の遲滯であつた。そして何よりも、また当時は孝武帝の入関に伴い皇帝そのものが玉座を空けていた。高欽が清河王竇を大司馬に推戴し、承制して万機を総べさせることで、国政の遲滯を回避し、同時に国政の執行機関たる尚書省の

表一 「承制決事」前後の尚書省長官人事変遷簡表

	官名	「承制決事」以前	「承制決事」当時	「承制決事」以後	
		孝武帝入關直前	朝臣誅殺／承制決事時	東魏成立時	鄭への遷都後
尚書都省	録尚書事	不在	不在	不在	不在
	尚書令	南陽王寶炬 (一従入関)	不在	元弼 (一洛州刺史へ)	元疑
	左僕射	辛雄(兼)→被誅	不在	孫騰	司馬子如
	右僕射	不在	不在／高隆之	高隆之	高隆之
六部尚書	吏部尚書	崔孝芬(兼)→被誅	不在	不在	封隆之
	殿中尚書	辛雄(本)→被誅	不在	不在	谷纂？
	祠部尚書	？	？	？	？
	五兵尚書	？	？	？	薛琚
	都官尚書	劉厥(兼)→被誅	不在	不在	盧道虔
	度支尚書	楊機(本)→被誅	不在	不在	？

(『魏書』、『北齊書』、『北史』、『通鑑』及び万斯同『魏将相大臣年表』による。)

掌握を通じて北魏朝廷の傀儡化を図ろうとしたものと考ええる。高歓が、この措置と並行して高隆之や封隆之といった自らの腹心を朝廷に送り込み、その動静を監視させた事実は⁽¹⁵⁾、高歓の意図がどこにあったかを如実に物語っている。

さて、翌永熙三年(五三四)十月、清河王亶の息子善見を即位させ、皇帝不在という問題を解決する。ここに東魏が成立するのであるが、その同月中に鄭への遷都が敢行される⁽¹⁶⁾。これにより『北齊書』卷二神武帝紀下、永熙三年九月の條に、「是れ自り軍国の政務、皆相府に帰す(自是軍国政務、皆歸相府)。」とある如く、実質的な政治・軍事の中心は霸府たる晋陽へ移されることとなった。高歓は、このように政治・軍事の中心を霸府へ移動させ、霸府による朝廷支配の姿勢を強めていく。

(2)「承制決事」の実態

次に、尚書省における「承制決事」によって、門下・尚書両省の職能に如何なる変化が生じたのか検討してみたい。

先に指摘した如く、清河王亶による「承制決事」の特徴は、「承制決事」の場が尚書省であつた点である。北魏孝明帝期以降、門下省は輔政の場であり、また詔勅起草の場でもあつた。この

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として―(川井)

ことが門下省の権限を強める一因にもなったわけである⁽¹⁷⁾。しかし、高歓はこの度の措置で「承制決事」の場を尚書省に定めた。これは輔政の場が門下省から尚書省に移されたことを意味する。すなわち、「承制決事」に当たり輔政の場を移動させることにより、高歓が門下省を政策審議から遠ざけ、その権限の縮小を図るとともに、前述の如く、尚書省を掌握し北魏朝廷を傀儡化せんと企てたことが推測される。

この高歓による尚書省掌握については、「承制決事」以前と以後における尚書省の長官人事がそのことを裏付ける。「承制決事」当時、長官不在となつた尚書省に対し高歓は、先ず起義以来信賴を寄せていた従弟高隆之を尚書右僕射に就任させ、また信都の起義以来の腹心である封隆之を大司馬府へ送り込んでいる。次いで東魏が成立すると、表一の如く、北魏宗室の元弼を尚書令に据えるものの、次官たる左右僕射には孫騰、高隆之と自らの腹心を置き、『北齊書』卷十八孫騰伝に、左僕射就任の時のこととして、

（東魏）天平初、入為尚書左僕射、内外之事、（孫）騰咸知之、兼司空、尚書令。

とある如く、實質的に尚書省の掌握に乗り出したことが看取される。また、先述の如く鄴への遷都にともない霸府による朝廷支配が強化されるわけであるが、この遷都に乗ずる形で高歓は尚書省掌握の姿勢を強める。北魏の都洛陽のあった司州を洛州とし、新たな国都鄴のある相州を司州へと改称した。これに伴い尚書令元弼を洛州刺史として洛陽に留め、新たに尚書省長官の人事を行っている。尚書令には北魏宗室の元疑を充てているが、『魏書』卷十五元疑伝に、

孝静時、転尚書令、撰選部。（元）疑雖居重任、隨時而已。

とある如く、元疑はなんら実権を有していなかった。實質的に尚書省を統括したのは、左僕射の司馬子如、右僕射の高隆之であった。いずれも高歓との結びつきの強い人物である⁽¹⁸⁾。また、吏部尚書に封隆之が就任し、人事権も高歓側の人物によつて掌握されるに至った。この他、都官尚書の盧道虔、殿中尚書の谷纂については高歓との関係は管見の限り見られないが、五兵尚書の薛琚はこの後、大丞相府長史に拔擢され、「琚宿して能名有り、深く礼遇を被る（琚宿有能名、深被礼遇）」（『北齊書』卷二十六）といい、「軍国の事、関知する所多し。琚亦た誠を推して節を盡くし、屢忠

讜を進む（軍国之事、多所関知。琬亦推誠盡節、屢進忠讜。」（『北史』卷二十五）と伝えられている。このことから薛琬もまた高歓の信任厚い人物の一人であったと考えられる。

以上、清河王亶による「承制決事」の政治的背景及びその後の門下・尚書両省の職能上の変化について考察してきた。これによれば「承制決事」は、孝武帝の入関及び高官誅殺による皇帝及び尚書省長官の不在という事態に対応して行われたものであったといえる。この措置に際して高歓が門下省ではなく尚書省に清河王亶を居らしめたことは、高歓が尚書省を新たに輔政の場とし、直接国政を掌握せんとしたものであった。つまり、「承制決事」の施行により「輔政の場」が門下省から尚書省へ移行するにともない、国政の中心が門下省から尚書省へ移行したといえる⁽¹⁹⁾。

ところで、これまで清河王亶の大司馬就任と承制決事について尚書省に焦点を当てて考察を行ってきたが、ここで門下省の長官たる侍中の当時の状況について一瞥しておきたい。

表二は孝武帝の即位から東魏の成立までの間の侍中就任者を表示したものである。これによると、中興二年（五三二）四月に孝武帝が即位した時点では、侍中には宗室を除くと孝武帝側と高歓側双方の人物が在任し、国政に当たっていた⁽²⁰⁾。

次いで、永熙三年（五三四）四月以降になると、高歓側の人物が丞相府のある霸府晋陽へと相次いで出奔する事態が生じる⁽²¹⁾。これによって洛陽から高歓側の人物が退き、表二の如く新たに山偉、辛雄が侍中となり宗室を中心に斛斯椿ら孝武帝側の人物によって門下省が占有されるに至った。しかし、同年八月の孝武帝の入関により斛斯椿ら孝武帝側の侍中就任者の多くは孝武帝に従って長安に入ったため、侍中はほぼ欠員といった状態へ陥った。つまり、高歓が洛陽に入城する直前に門下省の諸官を欠いた状態に陥っていた。このような門下省の状況も承制決事の間を尚書省に設定する一因をなしたものと考ええる。

表二 北魏孝武帝期永熙三年前後の侍中就任者変遷一覧表

【永熙三年四月以前】		【永熙三年四月以後】		【永熙三年八月】		東魏成立【天平元年】		
人名	党派	人名	党派	人名	党派	孝武帝入關に伴う動向	人名	党派
南陽王寶炬	魏宗室	—	—	—	—	従入關	昌樂王暉	魏宗室
清河王亶	魏宗室	—	—	—	—	帰東魏	高岳	高氏一族
臨淮王孚	魏宗室	—	—	—	—	従入關	高盛	高氏一族
廣陵王欣	魏宗室	—	—	—	—	従入關	高昂	高歡側
趙郡王謐	魏宗室	—	—	—	—	帰東魏	封隆之	高歡側
濮陽王順	魏宗室	—	—	—	—	従入關	高隆之	高歡側
斛斯椿	孝武帝側	—	—	—	—	従入關	孫騰	高歡側
羊深	孝武帝側	—	—	—	—	逆於兗州	王衍	その他
賈顗智	孝武帝側	—	—	—	—	為寶泰所破、還洛陽	賈思同	その他
念賢	孝武帝側	—	—	—	—	従入關		
孫騰	高歡側	山偉	その他	—	—	帰東魏		
高隆之	高歡側	辛雄	その他	—	—	被誅		
封隆之	高歡側							

(『魏書』、『北齊書』、『北史』、『通鑑』及び萬斯同『魏將相大臣年表』により作成。)

結果的に、門下省は輔政の場としての機能を失い、大司馬清河王亶が尚書省において承制決事することで、国政は門下省における議を経ることなく決せられることになったわけである。

ところでまた、東魏成立後の侍中就任者を見てみると、高岳、高盛、高昂、封隆之、高隆之、孫騰と侍中就任者、九名中六名が高歡の關係者である。高岳は、高歡の従祖父兄弟であり、高歡の起義に従い、対爾朱氏戦に従軍している。高盛は、高歡の従叔祖で、高岳と同じく高歡の起義に従っている。高昂は、高歡に受禪のことを進言した高乾の第三弟で、高歡の起義に従い、対爾朱氏戦にも多く従軍している⁽²²⁾。封隆之は、高歡の起義より高歡の信任を得、高歡の顧問として活躍した人物であり、対爾朱氏戦にも活躍している。承制決事時には大司馬府長史となり、承制を行った清河王亶のもとへ送り込まれている⁽²³⁾。高隆之は、参議の功を以て高歡の従弟となつた人物で、高歡が晋州刺史となる以前にすでに結託しており、対爾朱氏戦にも従軍している。承制決事の時には、侍中・右僕射を拝命していたことは前述のとおりである⁽²⁴⁾。孫騰は、高歡の懷朔鎮時代からの知己であり、起義の際には、常に謀策に預かった。また孝武帝の初期には「入居門下」し斛斯椿と機密を掌るなど、高歡の信任が厚い⁽²⁵⁾。いずれも高歡の親族、またはその参謀であるなどの信任厚い者たちであり、また高歡の起義及び対爾朱氏戦に活躍し

た人物である。

高歓が承制決事を機に尚書省を掌握せんとしていたことは先述の通りであるが、このように門下省の長官たる侍中に自己の関係者それも親信者を就任させていることから、高歓は尚書省のみならず門下省の掌握も意図していたものと考えられる。すなわち国政の中心を掌握することで、自らは丞相府のある霸府晋陽に居ながらにして、国都鄴における国政を名実ともに掌握せんとしていたと推察される。

つまり、尚書省における「承制決事」は、孝武帝の入関に伴い玉座に皇帝を欠くという異常な事態が生じたこと、門下省の諸官が欠けるという状態に陥ったこと、高官誅殺による尚書省の長官が不在となったこと、といった政治状況の中で行われた措置であった。高歓が尚書省を「承制決事」の場としたことは、斛斯椿らが門下省に在って軍政や国政をほしいままにしたことを鑑みたものであったとともに、洛陽における国政を直接支配し北魏朝廷の傀儡化を図ったものであったといえる。

(3) 門下省の質的变化

清河王亶による「承制決事」によって、門下省から尚書省へ「輔政の場」が移行し、門下省において尚書からの奏事を審議するということがなくなったとするならば、門下省の職能そのものにも変化が生じたであろうことが推測される。そこで次に、「承制決事」前後の門下省及びその統括職である侍中・黄門侍郎の動向を比較・分析しこの点を考察してみたい。

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として―(川井)

イ 「承制決事」以前の門下省—北魏孝明帝期以後を中心に

北魏における門下省については、すでに窪添慶文氏によってその大要が明らかにされている。同氏は孝文帝の官制改革以前と以後とにおける門下省の相違を論じ、北魏孝明帝期における門下省の権限伸張と、この時期の門下省が輔政の場であり、詔勅起草の場であったことを指摘する⁽²⁶⁾。しかし、同氏の考察の対象は孝明帝期までにとどまっており、爾朱氏が実権を掌握した北魏孝莊帝以後の時代については言及されていない。そこで、先ず孝明帝期以後、「承制決事」以前の北魏門下省の実態について考察し、「承制決事」以後の門下省と比較してみたい。

すでに窪添氏により指摘されているが、この時期から門下省は輔政の場として機能していた。『魏書』卷九孝明帝紀、熙平二年八月の條に、

丁未、詔侍中、太師、高陽王雍入居門下、參決尚書奏事。

とあり、また同書同卷、正光五年九月の條に、

詔侍中、太尉、汝南王悅入居門下、與丞相、高陽王雍參決尚書奏事。

とあつて、門下省において尚書省からの上奏が処理されていたことを伝えている⁽²⁷⁾。この様に門下省が輔政の場であったことを史料は「時政歸門下。世謂侍中、黃門為小宰相。」(『魏書』三十八王慧龍伝附遵業伝)と伝えている。また、門下省が詔勅起草の場として機能していたことは、『北史』卷四十七陽休之伝に、

武定二年、除中書侍郎。先是中書專主綸言、魏宣武已來、事移門下、至是發詔依舊、任遇甚顯。

とあることから窺われる。

さて、続く孝莊帝以後の門下省もまた依然として朝堂における重要な位置を保持し、詔勅の起草もまた門下省に属していた。例えば、節閔帝即位のこととして、『資治通鑑』卷一百五十五梁紀十一、武帝中大通三年二月己巳の條に、

(二月)己巳、……(長廣王(敬帝))遂署禪文。廣陵王(節閔帝)奉表三讓、然後即位、大赦、改元普泰。黃門侍

郎・邢子才爲敕文、敍敬帝（長廣王）枉殺太原王（爾朱）榮之狀、節閔帝（廣陵王）曰（中略）、因顧左右取筆、自作敕文、直言「門下、朕以寡德、運屬樂推、思與億兆、同茲大慶、肆眚之科、一依常式。」

とあり、最終的に節閔帝自らが作成することになったとはいえ、先に黃門侍郎邢子才が大赦の敕文を作成し、それを節閔帝に奉じていることから門下省に詔勅起草の権限が存在していたことは疑いない。また、節閔帝が自ら敕文を作成しているが、その発語に「門下」とあり、門下省を通してその敕文が交付されたことを伝えている²⁸。こうした門下省の職能は北魏最後の皇帝となった孝武帝の治世においても同様であった。『北齊書』卷三十六邢邵伝に、

普泰中、兼給事黃門侍郎、尋爲散騎常侍。太昌初、敕令恒直內省、給御食、令覆案尚書門下事、凡除大官、先問其可、然後施行。除衛將軍、國子祭酒。以親老還鄉、詔所在特給兵力五人、并令歲一入朝、以備顧問。

とあり、散騎常侍兼黃門侍郎であつた邢邵が勅令を受けて恒常的に內省すなわち門下省に宿直し、尚書・門下兩省に關する事案をチェックし、また大官の任命に關しては、發令に先立つて先ず邢邵に諮問したことが伝えられている²⁹。このことから門下省に尚書からの奏事を審議する権限（『省尚書事』權）が存在しており³⁰、政策審議の場として門下省が機能していたことが推察される。また、『北齊書』卷二十一高乾伝に、彼が侍中司空であつた時のこととして、

先是信都草創、軍國權輿、（高）乾遭（父高翼）喪不得終制。及武帝立、天下初定、乾乃表請解職、行三年之禮。詔聽解侍中、司空如故、封長樂郡公、邑一千戶。乾雖求退、不謂便見從許。既去、內侍、朝廷罕所聞知、居常快快。とあり、父の喪を行うため解任を願ひ出た高乾が、思いもかけず許されることとなつた。最終的に侍中の職を解かれることになり、内侍から遠のき、また國政に關わることもまれとなつたことにより、常に不満を抱いていたとある。このことから、侍中が内侍の官であるとともに、侍中が國政へ關与していたことは明らかである。この高乾の侍中解任後、當時高歡と間隙が生じていた孝武帝が、斛斯椿の進言により部曲を設置して自己の周辺の強化を図るようになると、禍が己に及ぶことを恐れ、高歡にそのことを密啓した。その時のこととして、同伝に、

乃密啓高祖（高歡）。高祖召（高）乾詣并州、面論時事、乾因勸高祖以受魏禪。高祖以袖掩其口曰「勿妄言。今啓

司空復為侍中、門下之事、一以相委。」高祖屢啓、詔書竟不施行。

とあり、并州に至った高乾が高歓に受禪を勧めたところ、高歓はその話を封印させはしたものの、高乾を再び侍中に復職させ、門下の事を一任せんとした。この一件は當時門下省が国政の中心として認識されていたことを裏付けるものであるといえよう。ただ、この高歓の思惑は、度重なる申請にも関わらず実現を見なかった。その背景には侍中斛斯椿の存在があると思われ、彼が高歓の上奏を覆案していたであろうことは想像に難くない。更に、孝武帝との間隙が生じる以前の事として、『北齊書』卷十八孫騰伝に、

（孫騰）入為侍中、……騰以高祖（高歓）腹心、入居門下、與斛斯椿同掌機密。

とあり、侍中孫騰が門下省に在って侍中斛斯椿とともに機密を掌っていたとある。前述した如く孝明帝期において散見した門下省が輔政の場であったことを伝える「入居門下」の語がここでも見られることから、この孝武帝期においても依然として門下省は輔政の場であったと考える。

更に孝武帝期の門下省は、全てではないにせよ詔勅起草の権限も孝明帝期と同様に有していた如くである。『北齊書』卷三十七魏收伝に、魏收が散騎侍郎兼中書侍郎であったときのこととして、

孝武初、……黃門郎崔悛從齊神武（高歓）入朝、熏灼於世、（魏）收初不詣門。（崔）悛為帝登阼赦、……收嗤其率直。正員郎李慎以告之、悛深憤忌。時節閔帝殂、令收為詔。悛乃宣言、收普泰世出入帷幄、一日造詔、優為詞旨、

然則義旗之士盡為逆人、又收父老、合解官歸侍。

とあり、黃門侍郎崔悛が孝武帝の即位の赦文を作成したことが伝えられている。しかし、この赦文は魏收により率直であると冷笑され、最終的には魏收が詔を作成し、崔悛はただこれを宣言するに終っている。この魏收と崔悛とのやりとりは、①決して門下省が詔勅起草の全権を掌握していたわけではないこと、②詔勅の下達には門下省を経由していることを物語るものである。こうした政策決定レベルにおける職能のほかにも、「侍從左右」、「備切問近對・拾遺補闕」といった門下省従来の侍從官としての職能も保持していた（31）。

以上のように孝武帝期以降、門下省は一貫して輔政と詔勅起草の場であり、また門下省の諸官が詔勅の起草に関わっていたことも確認できた。では、「承制決事」以後の門下省はどうか。以下、門下省諸官の動向とその地位の二点から考察を行いたい。

ロ 「承制決事」以後の門下省

まずは門下省諸官の動向を見てみたい。尚書省における「承制決事」以後の侍中および黃門侍郎の動向については、侍從官的職務に関する記事が多数見受けられる一方、国政に関わる記事は極端に少ない。いま侍從官的職務の事例を幾つかあげると、『北齊書』卷十三清河王岳伝に、

天平二年、除侍中、……復為侍学、除使持節、六州大都督、冀州大中正。

とあり、また同書卷二十一封隆之伝に、

天平初、復入為侍中、……魏静帝詔為侍講、除吏部尚書、加侍中、以本官行冀州事。

とある如く、侍中にある者が侍学や侍講となり、皇帝の左右にあつて經典の教授の任を担当している。この他にも『魏書』卷七十二賈思同伝に、

遷鄴後、除黃門侍郎、兼侍中、河南慰勞大使。……與国子祭酒韓子熙並為侍講、授静帝杜氏春秋。

とあり、侍中だけではなく給事黃門侍郎（以下、黃門侍郎）もまた侍講として皇帝に經典（杜氏春秋）を教授している。東魏における侍中ないし黃門侍郎がこのように侍学や侍講を兼ね皇帝の左右に侍從した点はこの時期における特徴の一つである。その一方、北魏孝武帝のときに斛斯椿（侍中）が左右にあつて、例えば部曲の設置や宿直の武人の増員などを献言した如き、皇帝の意思決定や中央の政策決定に関わる言動は管見の限り見られない。このことは当時の皇帝である孝静帝が齡十歳弱といった幼少であり、直接政治に関与し得るだけの年齢に達していなかったこと、及び国都を洛陽

北魏後期における門下省について——北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として——（川井）

から鄴へ移してから後、軍国の政務が霸府晋陽に帰していたことと無関係ではないと思われる。また、遷都に当たり尚書省長官の人事が行われた際に、高欽が自らの腹心を尚書省内に入れて鄴における国政を掌握せんとしていたこととも無関係ではないであろう。

さて、この様な侍学・侍講といった皇帝の教育係としての職を付加されたほかに、侍中や黄門侍郎は皇帝の使者として職任を兼ねることもあった。『魏書』卷七十二賈思同伝に、

遷鄴後、除黄門侍郎、兼侍中、河南慰勞大使。

とあり、また『北齊書』卷二十一封隆之伝に、彼が侍中右僕射であつた時のこととして、

武定初、北豫州刺史高仲密將叛、遣使陰通消息於冀州豪望、使為内応、輕薄之徒頗相扇動。詔（封）隆之馳驛慰撫遂得安靜。

とある如く、慰勞の大使として外州へ赴き慰撫を行っている。

以上のように、尚書省における「承制決事」以後、門下省の官は幼少の皇帝の教育係といった侍從官としての任務を兼ねることはあつたが、孝武帝期に見られたような政策の審議や決定に関わる言動は看取されない。では、果たして「承制決事」以後、侍中や黄門侍郎は政策決定に一切関わるものがなくなつたのであろうか。結論から言えば、全く政治に関与しなかつたわけではないように思われる。『北齊書』卷十三清河王岳伝に、鄴への遷都後のこととして、

時高祖（高欽）総務晋陽、（高）岳與侍中孫騰等在京師（鄴）輔政。

とあり、同書卷十八司馬子如伝に、

天平初、（司馬子如）除左僕射、與侍中高岳、侍中孫騰、右僕射高隆之等共知朝政、甚見信重。

とある如く、侍中高岳、侍中孫騰が輔政を行っている。この史料は所謂「四貴」と称される司馬子如、高岳、孫騰、高隆之の四名に関わるものでもあるが、尚書省の左僕射司馬子如、右僕射高隆之が国政に与っていることからすれば、門下省の侍中のみが専ら輔政を行っていたことを示すものではない。彼ら四人は高欽の霸權獲得に貢献した所謂勲貴であ

り、いずれも高歓の信任厚き人物たちであり、高岳、孫騰が輔政に当たったのは、侍中であるからではなく、むしろ右の要因によるものである可能性が高い。但し注目すべきは、これら四名がいずれも侍中と左右僕射と門下省、尚書省の長官次官の官を帯びているということである。このことは、「承制決事」以降尚書省の官が政策執行だけではなく政策審議にも与ったこと、門下省が輔政の場としての機能を消失したとはいえず、高岳や孫騰（両者ともに侍中）がそうであるように門下省の長官が国政に参与していたことを示している。また『北齊書』卷二十一封隆之伝に、

天平初、（封隆之）復入為侍中、預遷都之議。

とあり、鄴への遷都といった重要案件の議に参与していることから侍中が国政に関わっていたことを窺わせる。

尚書省における「承制決事」によって、門下省は輔政の場としての機能を喪失するが、そのことによって侍中・黃門侍郎といった門下省の諸官が政策審議に与ることがなくなったわけではなく、朝廷における最高幹部として国政の審議に加わったものと考ええる。ただ、従来の輔政の場を主宰する立場は尚書省の長官に譲り、会議での発言権のみが担保されたものと推測される。そして、このような門下省諸官の有り様が唐制まで継承され、宰相の一角を占めるに至ったのではないかと考えている。

門下省の職能の総体的な弱体化に伴い、門下省の地位もまた変化したことが想定されるわけであるが、最後にこの点について検討してみたい。尚書省における「承制決事」以後の門下省について、当時の人々の認識を窺わせる史料が見出される。『北齊書』卷二十三李元忠伝に、彼が侍中であつた時のこととして、

興和末、拜侍中。（李）元忠雖居要任、初不以物務于懷、唯以聲酒自娛。大率常醉。

とあり、当時の侍中を依然として要任と見なしていることが窺える。

以上の考察をまとめると、以下の通りである。北魏孝明帝期以降における門下省の職能（統括職たる侍中・黃門侍郎の職掌）は、大まかにいって次の三点に括られる。一つは国策の発議・立案に関する尚書省の奏事を検討すること（「省尚書事」（審議））であり、二つ目は、詔勅起草に関与する（草詔）とともに、詔書の下達や上達を担当すること（詔

勅などの出納）であり、いま一つは、皇帝に近侍して下間に応対すること（侍從左右・備切問近對、拾遺補闕）であった。

しかし、永熙三年、霸府晉陽にある高歡が清河王亶をして洛陽に「承制決事」せしめ、朝廷を遠隔操作しようとする政治的企図の過程で、門下省から尚書省に輔政の場が移動した。このことにより、尚書省が政策執行のみならず政策審議を行う執政機関として権限を強めることとなり、一方で、北魏末以降、輔政の場として機能してきた門下省はその機能を失い、皇帝の左右に侍り下問にこたえる諮問機関として再構成されるようになった。しかし、門下省の統括職である侍中・黃門侍郎は引き続き政策審議に与っていた。その意味で、ここに扱った清河王亶による「承制決事」は、門下・尚書両省の職能に大きな影響を及ぼしたといえ、その制度的展開における重要な契機の一つとして位置付けることができる。

二 東魏における詔勅起草権の消失

本節では、門下省の制度的展開におけるいま一つの転機と考えられる、東魏における政治的出来事について考察してみたい。

この時期における変化は、『北齊書』卷三文襄帝紀、興和二年の條に⁽³²⁾、

興和二年、加大將軍、領中書監、仍撰吏部尚書。自正光已後、天下多事、在任羣官、廉潔者寡。文襄（高澄）乃奏吏部尚書崔暹為御史中尉、糾劾權豪、無所縱捨、於是風俗更始、私枉路絕。乃勝於街衢、具論經國政術、仍開直言之路、有論事上書苦言切至者、皆優容之。

とあり、また『北史』卷五孝靜帝紀、武定二年二月壬子の條に、

(武定二年二月) 壬子、以渤海王世子高澄為大將軍、領中書監、元弼為錄尚書事、以尚書左僕射司馬子如為尚書令、以太原公高洋為左僕射。

とあり、更に『北齊書』卷三九崔季舒伝に高歡の世子高澄が大將軍領中書監に就任した時のこととして、

文襄輔政、輒大將軍中兵參軍、甚見親寵。以魏帝(孝靜帝)左右、須置腹心、擢拜中書侍郎。文襄為中書監、移門下機事、總歸中書、又(崔)季舒善音樂、故内伎亦通隸焉、内伎属中書、自季舒始也。

とある如く、武定二年(五四四)二月、高歡の世子高澄の大將軍領中書監就任に連動して生じたものである。この人事の結果、「門下の機事が中書省へ総歸される」こととなったという(以下、この制度的な変化を武定二年改革とする)。門下省の機事が具体的に何を指すのかという問題はあるが、このことによって門下省の職能に何らかの変化が生じたことは確かである。

冒頭に指摘したが、従来、この変化については、中書官制の観点から論じられることはあっても、門下省の視点から取り扱ったものは管見の限りほとんど見られない。従って、本節では、門下省の視点に立つて、この武定二年改革が如何なる政治的背景の下に行われたのか、改革の実態は具体的にどのようなものであったか、そしてこの改革が門下省の制度的展開に如何なる意味をもったのかといった点を検討してみたい。

(1) 政治的背景

さて、高澄の大將軍領中書監就任にともなうこの措置には如何なる政治的背景があつたのか。これについては『資治通鑑』卷一百五十八梁紀十四、武帝大同十年三月壬子の條に、

丞相(高)歡多在晋陽、孫騰、司馬子如、高岳、高隆之、皆歡之親黨也、委以朝政、鄴中謂之四貴、其權勢熏灼中外、率多專恣驕貪。歡欲損奪其權。故以(高)澄為大將軍、領中書監、移門下機事、總歸中書、文武賞罰皆稟於澄。

北魏後期における門下省について——北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として——(川井)

とあり、この高澄の大將軍領中書監就任の背景を端的に記してある。これによれば、今回の措置は当時鄴において權勢をふるっていた孫騰ら四貴から權力を奪取せんと意図したものであったことが窺える。同條の胡三省の註に「今高歡移而總歸中書、所以重（高）澄之權。」とあり、胡三省は高澄の權力伸長を意図したものであった、との見解を示しているが、けだし妥当な見方といえよう。

当時、東魏では霸府と朝廷の二元体制が敷かれ、高歡は霸府より腹心を鄴に送り朝廷を掌握せんとしていた。『北齊書』卷十三清河王岳伝に、

時高祖（高歡）總務晉陽、（高）岳與侍中孫騰等在京師（鄴）輔政。

とあり、『北齊書』卷一八司馬子如伝に、

天平初、（司馬子如）除左僕射、與侍中高岳、侍中孫騰、右僕射高隆之等共知朝政、甚見信重。

とある如く、高岳、孫騰、司馬子如、高隆之らに鄴における輔政を委任していた。更に天平三年（五三六）以後、世子高澄を鄴へ向かわせ「入輔朝政」をはじめさせている³³。すなわち、これ以後、霸府晉陽には高歡、鄴都には世子高澄と、霸府による朝廷支配が意図された。すなわち東魏建国当初において、鄴都では高澄を中心として高岳らが輔政を行うという体制ができあがっていた。しかし、この段階で高澄はいまだ二十歳を迎えておらず、国政の実権は高岳らによつて掌握されていたと考えられる。こうした高岳らを中心とする輔政は、少なくともこの武定二年改革が行われる直前までの凡そ十年の間、継続していたものと考えられる。

当時における四貴の權勢が如何なるものであったかは、「（孫騰）在鄴、與高岳、高隆之、司馬子如號為四貴、非法專恣、（孫）騰為甚焉。」（『北齊書』卷十八孫騰伝）とあり、また「時世宗（高澄）作宰、風俗肅清、（高）隆之時有受納、世宗於尚書省大加責辱。」（『北齊書』卷十八高隆之伝）、「（司馬）子如性既豪爽、兼恃舊恩、簿領之務、與奪任情、公然受納、無所顧憚。…意氣甚高、聚斂不息。」（『北齊書』卷十八司馬子如伝）といった史料が物語っている。こうした「專恣驕貪」の様は、四貴にとどまらず、一元的な朝廷掌握を目指す高歡からすれば容認すべからざる事態であった

ろう。

高澄の大將軍領中書監就任の背景には、このような当時の鄴における政治的状況があったのであり、この人事に伴う一連の政治的措置は四貴をはじめとする諸勳貴の権限を奪い、鄴における高澄の権力を伸長させることを目的とするものであった。これ以後、高澄は崔季舒、崔昂、崔暹、宋遊道、畢義雲らを積極的に用いて自らの権力伸長を図っていく。特に崔暹を御史中尉、宋遊道を尚書左丞として御史台（南省）と尚書省（北省）に据えて鄴中の綱紀肅正に努め、鄴中における自らの基盤を築き上げていく。こうした綱紀肅正は、先に見た四貴をはじめとする勳貴抑圧としてあらわれていくこととなる。

（２）「移門下機事総帰中書」の実態

高澄の大將軍領中書監就任の政治的背景は上述の如くであった。では、それによって執政機関にどのような変化が生じたか。この変化の実態については、『北史』卷四十七陽休之伝に、武定二年、彼が中書侍郎に就任した時のこととして、

武定二年、除中書侍郎。先是中書專主編言、魏宣武已來、事移門下、至是發詔依舊、任遇甚顯。時魏收為散騎常侍、領兼侍郎、與休之參掌詔命、世論以為中興。

とあり、武定二年改革の実状を端的に伝えている。すなわち、詔勅の起草は本来中書省の所轄であったが、北魏宣武帝以降、この職掌が門下省に移行していた。しかし、ここに至って、再び中書省所掌に戻されることとなった。この史料によれば、中書侍郎となった陽休之が散騎常侍で中書侍郎を兼ねた魏收とともに詔命を参掌することとなったという。この様に見てくると、『北齊書』卷三十九崔季舒伝中にみられた「移門下機事総帰中書」の「門下機事」とは、これまで門下省に委ねられていた詔勅起草の権限ではなかったかと推察される。このような見方はすでに先学の研究の中にも

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として―（川井）

見られるが、これまでの研究では更に次の二点も指摘されている⁽³⁴⁾。すなわち、一つ目は、門下省に移されていた詔勅起草の場が中書省へ戻され、これに伴い詔勅起草の権限（以下、草詔権とする。）が中書省へ一元化されたこと。いま一つは、中書省が門下省に替わり機務を担当するようになったという点である⁽³⁵⁾。

さて、このように中書省に詔勅起草の場が移り、草詔権が中書省に一元化された結果、当然、中書省の権限は増大した。では一方、門下省はどうであったか。次にこの改革以降北斉成立までの間の門下省の職掌およびその地位について検討し、この改革が門下省に与えた影響について考察したい。

(3) 門下省の職掌における質的变化

武定二年の改革で詔勅起草の場としての機能を喪失したことにより、門下省の地位は中書省との関係において相対的に低下したものと考えられる。

さて、こうした制度上の変化が具体的に門下省に与えた影響を史料にもとづいて考察したい。上述の如く、門下省は北魏孝武帝期の「承制決事」を経て、輔政の場としての機能を喪失し、長官たる侍中も「要任」との認識をもたれてはいたものの、政策審議への関わりは以前に比べて総体的に弱められていた。しかし、門下省は詔勅起草の場としての機能は保持しており、侍中を「要任」たらしめる所以もそこにあった。では、この武定二年の改革はこの様な門下省に如何なる影響を及ぼしたか。以下、侍中および黃門侍郎の動向に焦点を当て、その変化の実態を窺ってみたい。

武定二年から北斉成立までは、十年にも満たない短い時期ではあるが、幾つか関係史料を見出すことができる。『北齊書』卷四十七酷吏宋遊道伝に、魏の安平王が事に坐して、その近親者が徴責されたときのこととして、

魏安平王坐事亡、章武二王及諸王妃、太妃是其近親者皆被徴責。(a)都官郎中畢義雲主其事、有奏而禁、有不奏輒禁者。(宋)遊道判下廷尉科罪、高隆之不同。於是反誣遊道厲色挫辱己、遂枉考羣令史證成之、與左僕射襄城王

旭、尚書鄭述祖等上言曰「……謹案尚書左丞宋遊道名望本闕、功績何紀。……躁行諂言、肆其姦詐、罕識名義、不顧典文、人鄙其心、衆畏其口。……比因安平王事、遂肆其偏心、因公報隙、與郎中畢義雲遞相糾舉。又左外兵郎中魏叔道牒云『局內降人左澤等為京畿送省、令取保放出。』大將軍（高澄）在省曰判『聰』。遊道發怒曰『往日官府何物官府將此為例。』又云『乘前旨格、成何物旨格。』依事請問、遊道並皆承引。案律『對捍詔使、無人臣之禮、大不敬者死。』對捍使者尚得死坐、況遊道吐不臣之言、犯慢上之罪、口稱夷齊、心懷盜跖、欺公賣法、受納苞苴、產隨官厚、財與位統、雖贓汚未露、而姦詐如是。舉此一隅、餘詐可驗。今依禮據律處遊道死罪。」是時朝士皆分為遊道不濟。（b）而文襄聞其與（高）隆之相抗之言、謂楊遵彥（楊愔）曰「此真是鯁直大剛惡人。」（楊）遵彥曰「譬之畜狗、本取其吠、今以數吠殺之、恐將來無復吠狗。」詔付廷尉、遊道坐除名。

とあり、魏の安平王およびその近親者に対する処分に対して宋遊道と高隆之との間で意見の対立があり、最終的に大將軍高澄の判断で宋遊道が官籍から除名されるに至った経緯が伝えられている。その後、高澄は「卿（宋遊道）早逐我向并州、不爾、他（高隆之）経略殺卿。」（『北齊書』卷四十七宋遊道伝）と言って、宋遊道を晋陽へ向かわせ、大行臺吏部へ就任させている。

さて、この史料は先に指摘した勲貴抑圧の状況を伝えるとともに、朝廷における政策審議のプロセスを窺わせる点で、大変興味深い。すなわち、本件の経緯を概括すると、（a）にみるように先ず都官郎中畢義雲がこの事案を取り扱い、次いで畢義雲の処置を受けた宋遊道が廷尉に下そうとしたところ、高隆之と意見が対立し、宋遊道に対する批判へと事態は展開した。この時点で尚書左僕射襄城王旭、尚書鄭述祖らが議論に加わっている。その後、（b）にみるように宋遊道と高隆之の意見の対立を聞いた高澄が、給事黃門侍郎楊愔の意見に基づいて、この一件を廷尉に委ね、宋遊道を除名するに至った。この一件の審議の過程を振り返ると、先ずは尚書省において審議が行われ、最終的に大將軍高澄の意思が決定するまでの間、必要に応じて門下省の意見が汲み上げられていることがわかり、政策審議における尚書省と門下省の関わりの有り様が窺われる。

上述の史料は門下省と尚書省の關係を伝えるものであるが、次に取り上げる史料は武定二年以後の門下省と中書省の關係を窺わせるものである。『北齊書』卷三十高德政伝に、魏齊革命の一場面を伝えたものとして、

八日、(a) 楊愔書中旨、(b) 以(大司馬) 魏襄城王旭並司空公潘相樂、侍中張亮、黃門趙彥深入通奏事。魏孝靜在昭陽殿、引見。旭云「五行遞運、有始有終、齊王聖德欽明、萬方歸仰、臣等昧死聞奏、願陛下則堯禪舜。」魏帝使斂容曰「此事推挹已久、謹當遜避。」又道「若爾、須作詔。」(c) 中書侍郎崔劼奏云「詔已作訖。」即付楊愔進於魏靜帝。凡有十餘條、悉書。……魏靜帝登車出萬春門、直長趙道德在車中陪侍、百官在門外拜辭。遂入北城下司馬子如南宅。

とあり、この史料からは禪讓の段取りにおける詔の作成から下達に及ぶまでの門下省、中書省の役割が看取される。先ず、(a) にみるように黃門侍郎楊愔が皇帝の意を記していることから黃門侍郎が皇帝の意をすぐに書き取ることができ、(b) にみるように黃門侍郎楊愔が皇帝の意を記していることから黃門侍郎が皇帝の意をすぐに書き取ることができ、(c) にみるように侍中や黃門侍郎をして「入通奏事」させていることから、門下省が皇帝に対して各種公文書を取り次ぐ役割を担っていたことが窺われる。これはまさに門下省が秘書機構としての機能を果たしていたことを裏付けるものである。侍中張亮らをして中旨を取り次がせると、孝靜帝が「須作詔」と言って詔の作成を求めている。これに対し(c) にみるように中書侍郎崔劼がすでに詔を作成し終えていると答え、次いで楊愔(黃門侍郎)が崔劼(中書侍郎)の作成した詔を孝靜帝に取り次いでいる。この詔の下達に至るプロセスを振り返ると、中書省が詔の作成を担当し、門下省がそれを皇帝に取り次ぐといった關係がこの時点で成立していたといえる。

つまり、この史料は武定二年以後、門下省の詔勅起草の権限が中書省に移行していたことを物語る好個の証左といえる。そして、この史料は門下省が皇帝への諸公文書取り次ぎを職掌の一つとしていたことも伝えている。こうした中書省と門下省との關係を示す史料としては、『北齊書』卷三十高德政伝に、禪讓の準備段階のこととして、

(高德政) 仍白帝(高洋)追魏収。収至、令撰禪讓詔冊、九錫、建臺及勸進文表。至五月初、帝發晉陽。德政又録

在鄴諸事條進於帝、帝令陳山堤馳驛齎事條並密書與楊愔。大略令撰儀注、防察魏室宗室。

とあり、当時領中書侍郎であつた魏収が禪讓の詔冊等の文表を撰したことを伝え⁽³⁷⁾、高德政（黃門侍郎）が在鄴の諸事を條進していることから門下省が皇帝への公文書の取り次ぎを行つていたことも窺われる。この他『北齊書』卷三十高德政伝に、

高祖（高歡）又擢為相府掾、委以腹心。遷黃門侍郎。世宗（高澄）嗣業、如晉陽、頤祖在京居守、令（高）德政參掌機密、彌見親重。

とあり、黃門侍郎に移つた高德政が機密を參掌したことを伝える。このことから武定二年改革以後も門下省が機密に關与してゐたことを窺わせる。では、この場合における機密とはいつた何を指しているのだろうか。すでに述べてきた如く、北魏孝武帝期の尚書省における「承制決事」及び東魏孝靜帝期の武定二年改革によつて、門下省は輔政の場合および詔勅起草の場としての機能を失ひ、それにともない機關としての職能は總體的に弱められ、意見の具申や公文書の取り次ぎを行う秘書的機構へその性質を變化させるに至つてゐる。しかし、すでに指摘してきた如く、門下省の統括職たる侍中・黃門侍郎は、首班ではないにせよ依然として國政に与ることがあつた。よつて、黃門侍郎である高德政が參掌した機密とは、政策の審議や決定に關するものであつたと考えられはしないだろうか。更に言えば、『文館詞林』中に載せる詔二百八首の内、東晉以後とくに南北朝の詔は百十六首に上り、後周を除いて全て詔の發語には「門下」の語が記されていることから詔が門下省を経由して下達されてゐたことは疑いない⁽³⁸⁾。高德政が參掌した機密はこの詔の下達も含むものであつたのではないだろうか。

以上、門下省の政治的作用を有してゐたと思われる職能について考察したが、最後に侍從官としての活動について述べておきたい。『北齊書』卷四十二陽休之伝に、

（武定）七年、……遷給事黃門侍郎、……八年、（陽休之）兼侍中、持節奉璽書詣并州、敦喻頤祖（高洋）為相國、齊王。

北魏後期における門下省について——北魏末・東魏の門下省の質的變化を中心として——（川井）

とあり、黄門侍郎陽休之に侍中を兼ねさせ、皇帝の代理人として高洋のもとへ赴き宣旨している。また『魏書』卷一〇八禮志四、高歡が薨じた時のこととして、

孝静武定五年正月、齊神武王薨……六日、孝静皇帝举哀於太極東堂、服齊衰三月。……齊文襄王請自發表之月、帝使侍中陸子彰奉詔、三往敦諭、王固執、詔不許。乃從薨月。

とあり、侍中陸子彰が三度、高澄のもとへ使者としていき、敦諭している。このように皇帝の意を受け、その代理人として宣旨または慰撫している。また『魏書』卷十二孝静帝紀に、高澄が大將軍領中書監に就任した時のことに関連して、

帝（孝静帝）好文学、美容儀。力能挾石師子以踰牆、射無不中。嘉辰宴會、多命羣臣賦詩、從容沉雅、有孝文風。齊文襄王（高澄）嗣事、甚忌焉。以大將軍中兵參軍崔季舒為中書黄門侍郎、令監察動靜、小大皆令季舒知。文襄與季舒書曰「癡人復何似。癡勢小差未。」

とあり、『北齊書』卷二十九崔季舒伝に、

文襄輔政、転大將軍中兵參軍、甚見親寵。以魏帝（孝静帝）左右、須置腹心、擢拜中書侍郎。文襄為中書監、移門下機事総帰中書、……転黄門侍郎、領主衣都統。雖跡在魏朝、而心歸霸朝、密謀大計、皆得預聞。

とあり、信頼を寄せる崔季舒を黄門侍郎に就任させて、皇帝の左右に近侍させ、孝静帝の動向を観察させている。このことから、門下の官が皇帝の左右に侍る侍從官という性質そのものを保持していたであろうことは疑いない。

また同書卷二十一高季式伝に、高仲密の反乱（武定元年）の後に、高季式が黄門侍郎司馬消難と酒を酌み交わした時のこととして、

黄門郎司馬消難、左僕射（司馬）子如之子、又是高祖（高歡）之婿、勢盛當時。因退食暇、尋（高）季式與之酣飲。留宿旦日、重門並閉、関籥不通。消難固請云「我是黄門郎、天子侍臣、豈有不參朝之理。且已一宿不帰、家君必當大怪。今若又留我狂飲、我得罪無辭、恐君亦不免譴責。」季式曰「君自称黄門郎、又言畏家君（司馬子如）怪、欲以地勢脅我邪。高季式死自有處、初不畏此。」消難拜謝請出、終不見許。

とあり、黄門侍郎司馬消難が「我是黄門郎、天子侍臣、豈有不参朝之理。」と述べていることから、天子の侍臣たる黄門侍郎は宮中へ参内するものであるとの認識がなされており、高季式の「君自称黄門郎、又言畏家君怪、欲以地勢脅我邪。」という言葉からは黄門侍郎の権勢が高かったことが窺われる。こうした史料によれば門下省は、権限が縮小されたとはいえ、依然として要任と認識され朝廷において高い地位を保持していたことが首肯される。

以上要約するに、東魏成立後、霸府による朝廷傀儡化という政治的動向を背景に、高澄の大將軍領中書監就任に伴い門下省の草詔権が中書省に移され、その一元化が図られた。草詔権が中書省に回収されたことは、門下省が北魏孝武帝期における輔政の場としての機能を喪失したのに次いで、詔勅起草の場としての機能も失ったことを意味し、結果的にその権限のさらなる縮小を来した。しかし、門下省の長官侍中は皇帝の顧問官たる職掌および詔書の下達、上奏文の上達といった皇帝と行政府とを結ぶ仲介役としての地位はなお保持しており、黄門侍郎も天子の侍從官を自任していたことからして、門下省が皇帝近侍の職能を主とする秘書的機構としての性格を強めてきていることが窺われる。

おわりに

以上、北魏孝武帝期及び東魏孝静帝期における制度的な変化を政治・制度両方面から考察してきた。考察の結果、当該時期における二つの変化は、高歡父子の霸府から朝廷を掌握するという政治的動向の経緯の中で生じたものであったといえる。北魏孝武帝期には高歡による霸府政治の拡大に連動する形で尚書省における「承制決事」が行われた。これにより輔政の場は門下省から尚書省へ移行し、それにもない門下省の職能および統括職たる侍中・黄門侍郎の職掌もまた総体的に弱められるに至った。次いで東魏に入ると、霸府による朝廷支配の強化に連動する形で当時、朝廷のある鄴に入輔朝政していた高歡の世子高歡の権力伸長と四貴からの権力の奪取が図られた。これにより詔勅起草の場としての機能が門下省から中書省へ戻されるとともに草詔権の一元化が図られ、門下省は宣武帝以来の詔勅起草に関する権限

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として―（川井）

を失い、却って中書省の権限は増大した。

すなわち、北魏末孝武帝・東魏両期を通じて、門下省から輔政および詔勅起草の場としての機能が失われ、且つ草詔権が喪失したことにより門下省の職能（統括職たる侍中・黃門侍郎の職掌）は総体的に弱められた。門下省から草詔権が中書へ戻されたことは大きな変化であったといえる。結果として、尚書省と中書省の権限が拡大されることとなった。このことは、唐の三省制における「中書取旨、門下覆奏、尚書施行」（『文献通考』卷五十）の原型が形成される契機となったといえる。

北魏孝明帝以降、「時政歸門下、世謂侍中、黃門為小宰相。」（『魏書』卷三十八王慧龍伝附遵業伝）と言われるまでにその権限を強めてきた門下省であったが、北魏孝武帝・東魏両期を通してその権限は弱められた。このことが北斉初期（文宣帝期〜孝昭帝期）にかけての侍中および黃門侍郎に関する動向記事数減少と関係していると考えられる。この点に関しては今後の課題としたい。

註

- （1） 内藤乾吉「唐の三省」（同氏『中国法制史考證』有斐閣、一九六三年所収）、礪波護「唐の三省六部」（唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七九年）、韓國磐（竹浪隆良訳）「三省六部制の成立過程——秦漢の尚書・中書・侍中から隋唐の三省六部制へ——」（『駿台史学』七〇卷、一九八七年）、王超「三省制度考略」（『學術月刊』第一四二期二号、一九八一年）、祝総斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』（中国社会科学出版社、一九九八年）、羅永生『三省制新探——以隋和唐前期門下省職掌与地位為中心』（中華書局、二〇〇五年）等、参照。また、近年、三省制度の淵源について、中国側から「南朝化」傾向にあるとの指摘がなされており、南朝における三省制の淵源もまた鑑みる必要がある。この点については、今後の課題としたい。（王素「關於隋及唐初三省制的“南朝化”問題——以三省首長的職權和地位為中心——」（牟發松主編『社会与国家關係視野下的漢唐歷

史変遷』華東師範大学出版社、二〇〇六年所収。

- (2) 窪添慶文「北魏門下省初稿」(初出『お茶の水史学』三十二卷、一九九〇年。後に同氏『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年所収。) 参照。

- (3) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』中華書局、一九六三年、参照。

- (4) 東魏北齊では、軍事的首都である晋陽(霸府乃至霸朝と呼称)と政治文化的首都である鄴との二つの拠点が存在していた。史書は霸府政治の有り様を「高祖(高歡)以晋陽戎馬之地、霸圖攸属、治兵訓旅、遥制朝權、京臺機務、情寄深遠。」(『北齊書』卷十八史臣の條)と伝える。谷川道雄氏はこうした体制を「二元体制」と呼んでおり、また東魏時代に見られる慣習として「東魏時代の例として、霸王は晋陽にあり、その後継者が鄴都にあつて朝政(旧北魏勢力)を監視するというのが、高歡らしいの慣習であつた。」とも述べている。(谷川道雄「北齊政治史と漢人貴族」(同氏『隋唐帝国形成史論』所収、二七一頁、二七五頁、参照。)更に嚴耀中氏は、北齊における尚書并省と尚書鄴省から成るこの二つの尚書省の政治体制を「尚書双省制」と称して、晋陽と鄴都に二つの尚書省が存在したことを指摘する。(嚴耀中「北齊政治与尚書并省」『上海師範大学学報』第四期、一九九〇年。)

- (5) 山本隆義『中国政治制度の研究―内閣制度の起源と発展』(同朋舎、一九六八年。)、榎本あゆち「北齊の中書舍人について―顔之推、そのタクチクスの周辺」(『東洋史研究』五三卷二号、一九九四年。)、同氏「北魏後期・東魏の中書舍人について」(『中国中世史研究 続編』京都大学学術出版会、一九九五年所収。)、大峠要「東魏北齊の中書侍郎」(『史朋』三六卷、二〇〇三年。)、および鄭欽仁『北魏中書省考』(国立台湾大学文学院、一九六五年。)、等、参照。

- (6) 窪添氏、註(1)前掲論文、参照。

- (7) 斛斯椿の進言を聞き入れ、部曲の増員を図り、また南討と称して徴兵を行っている(『魏書』卷八十斛斯椿伝)。さらに関中の賀拔岳を関西大行臺に任じ、また賀拔岳の死後、宇文泰を侍中・関西大都督に任じ、承制して封拜する権限を与えている(『周書』卷一文帝紀)。

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として―(川井)

- (8) 『北齊書』卷一神武帝紀上、太昌元年七月壬寅の條に「爾朱兆大掠晉陽、北保秀容。并州平。神武（高歡）以晉陽四塞、乃建大丞相府而定居焉。」とある。
- (9) 『北齊書』卷十八孫騰傳、参照。
- (10) 『魏書』卷十一出帝紀および同書卷八十斛斯椿傳、賀拔勝傳、参照。（『北史』略同。）
- (11) 『北齊書』卷二十一高乾傳、参照。
- (12) 例えば、斛斯椿と機密に参掌していた孫騰は、斛斯椿が朝政を掌握すると、禍が己に及ぶのを恐れて晉陽に出奔しており（『北齊書』卷十八孫騰傳）、封隆之も斛斯椿らの誣告によつて朝廷を追われ郷里に逃歸していたところ、高歡の招聘によつて晉陽に赴いている（『北齊書』卷二十一封隆之傳）。この他にも高歡の妻婁氏の弟である婁昭も病と称して晉陽に還つてゐる（『北齊書』卷十五婁昭傳）。更に高歡の義旗に従い尚書左僕射であつた任延敬もまた斛斯椿が実権を掌握するにおよんで高歡のもとへ身を寄せてゐる（『北齊書』卷十九任延敬傳）。
- (13) 王怡辰『東魏北齊の統治集団』文津出版、二〇〇六年、第二章、参照。
- (14) 高歡が百官の非違を糾した際の、辛雄とのやり取りは、『北齊書』卷二神武帝紀下、永熙三年八月甲寅の條および『魏書』卷七十七辛雄傳、参照。
- (15) 高隆之を侍中、尚書右僕射、領御史中尉として尚書省に送り込み、一方で信都に起義してより以来信任を寄せていた封隆之を、大司馬府長史として清河王亶のもとに送り込み、その動静を監視させてゐる（『北齊書』卷十八高隆之傳、同書卷二十一封隆之傳、参照）。
- (16) 『北齊書』卷二神武帝紀下、永熙三年九月の條に「神武（高歡）以孝武既西、恐逼嶠、陝、洛陽復在河外、接近梁境、如向晉陽、形成不能相接、乃議遷鄴、護軍祖瑩贊焉。」とあり、鄴への遷都の理由を伝えている。東魏成立の月について、『北齊書』は九月の條に鄴への遷都を載せているが、『魏書』卷十二孝靜帝紀では「冬十月丙寅、即位于城東北、大赦天下、改永熙三年為天平元年。」とあり、十月のこととしている。また『北史』『資治通鑑』ともに永熙三年十月を東魏成立の月としている。本稿では、永

熙三年十月を東魏成立の月とする。

- (17) この他、于忠や元叉がそうであったように、領軍將軍を帯びて禁軍を掌握することによりその権限を強めていた。(窪添氏、註(1)前掲書、参照。)

- (18) 司馬子如は、高歡の懷朔鎮時代に友結した人物の一人で、東魏に入ってから高岳、孫騰らとともに輔政の任に当たった(『北齊書』卷十八司馬子如伝)。高隆之は、高歡が晋州刺史となった時にその治中となり、以後高歡の起義に従い、後に高歡の従弟となった人物で、司馬子如と同じく輔政に任に当たる。(『北齊書』卷十八高隆之伝)。

- (19) 尚書省を中心として朝政が執られたことは、天平三年(五三六)二月、高澄が尚書令として「入輔朝政」が行われてより以後(『魏書』卷十二、『北齊書』卷三)、門下の議を通さず朝政が執り行われたことが史料の上から窺われる。例えば、興和四年(五四二)には「神武朝鄴、請令百官每月面敷政事、明揚側陋、納諫屏邪、親理獄訟、褒黜勤怠……」(『北齊書』卷二)とあり、高歡は門下を通さず、百官が毎月政治について敷奏するよう申請している。こうした尚書省を中心とした朝政を意図していたことは、「天保元年(五五〇)六月」壬辰、詔曰「自今已後、諸文啓論事並陳要密、有司悉為奏聞。」(『北齊書』卷四)、「天保七年(五五六)二月辛未、詔常山王演等於涼風堂讀尚書奏按、論定得失、帝(文宣帝)親決之。」とあることから窺われる。

- (20) 当時の孝武帝側と高歡側の人物の併存する様は、『北齊書』卷十八孫騰伝に、「(孫騰)入為侍中、……(孫)騰以高祖(高歡)腹心、入居門下、與斛斯椿同掌機密。」とあり、その様を伝えている。

- (21) 斛斯椿らによって孝武帝と高歡との間の間隙が顕在化し始める永熙二年(五三三)以降になると、『魏書』卷八十斛斯椿伝に、「從此以後、軍謀朝政、一決於(斛斯)椿。」とある如く、斛斯椿がひとり軍事の謀と朝廷の政治を決定するようになり、当時の高歡側の人物の状況を伝えて、『北齊書』卷二十二李元忠伝は、「時朝廷離貳、義旗多見猜阻。」と記し、高歡の義旗に従った者が朝廷から猜疑されていたことが知られる。また註(11)参照。

- (22) 『北齊書』卷二十一高鼎伝、参照。

- (23) 『北齊書』卷二十一封隆之伝、参照。

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的変化を中心として―(川井)

(24) 『北齊書』卷十八高隆之伝、参照。

(25) 『北齊書』卷十八孫騰伝、参照。

(26) 窪添氏、註(1)前掲論文、参照。

(27) この他にも『魏書』卷三十一于栗磾伝附忠伝に、于忠が侍中領軍將軍であつた時のこととして、「(于) 忠既居門下、又総禁衛、遂秉朝政、權傾一時。」とあり、また『魏書』卷八十三外戚下胡国珍伝に「尚書令、任城王澄奏、安定公(胡国珍) 屬尊望重、親賢羣囑、宜出入禁中、參諮大務。詔可。乃令入決萬機。」とあり、また同書同伝に「(胡) 国珍與太師、高陽王雍、太傅、清河王懌、太保、廣平王懷、入居門下、同釐庶政。」とあることから門下省が輔政の場であつたことが窺える。但し、窪添氏がすでに指摘している如く、輔政に當たる際には詔を必要としていたようである(窪添氏、註(1)前掲論文、参照)。

(28) 門下省を通して詔が下達されていたことについては、『資治通鑑』同卷同條の胡三省注に「魏晉已來出命皆由門下省、故其發端必曰「敕門下。」」とある如く、魏晉以降、命が門下省を通して出され、その發端には必ず「勅門下」と書かれていたことが認識されている。『魏書』卷二十一上高陽王雍伝に、孝明帝期、靈太后臨朝の時のこととして、「未幾、靈太后臨朝、出(于) 忠為冀州刺史。(高陽王) 雍表曰「臣初入柏堂、見詔旨之行、一由門下、而臣出君行、不以悛意。(以下略)。」」とあることから詔が門下を通して出されていたことが窺われる。また詔の發端に門下と書かれていたことは、『文館詞林』中の諸例でも窺い知れる。例えば、同じ征伐に関する詔でも、漢代では「制詔」とあるのに対し、南北朝では「門下」とある。『文館詞林』卷六六二(七〇、参照)。

(29) 内省については広義に中書・門下両省を含む皇帝の補佐機構であつたととらえる見解と(祝総斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九八年。)、狭義に門下省であるととらえる見解(陳琳国『魏晉南北朝政治制度研究』文津出版社、一九九四年。および大峠要「東魏―北齊の中書侍郎」『史朋』三十六号、二〇〇三年。)と大きく分けて二説ある。筆者は、内省の語が多く侍中との関係から記されていること、また門下省の記事件数が集中する北齊後主期に集中して散見していることから、少なくとも北齊では内省は門下省と同義に使用されていたと考える。故に、北齊の制度の淵源たる当該時期に見える内省

も狭義において門下省であると考える。

- (30) 本稿では、こうした門下省において尚書からの奏事を審議するという政策の審議を行う権限を「省尚書事」権とする。(富田健之氏は、「省尚書事」権を国策の發議・立案に関する尚書の奏事の検討を行う権限と位置付けている。(同氏「漢代における「黄門」の官をめぐる」―黄門侍郎と宦官小黄門を中心に―)『九州大学東洋史論集』十二卷、一九八三年、参照。)

- (31) 魏晉以降の侍中の職掌について『通典』卷二十一職官典三、門下省侍中の項に「魏晉以來置四人、別加官者則非數。與散騎常侍扶、侍中居左、常侍居右、備切問近對、拾遺補闕。」とあり、また『晉書』卷二十四職官、侍中の項に「侍中、……掌贊威儀、大駕出則次直侍中護駕、正直侍中負寶陪乘、不帶劍、餘皆騎從。御登殿、與散騎常侍對扶、侍中居左、常時居右。備切問近對、拾遺補闕。」とあり、門下省が形成された晋の頃より侍中は、皇帝の左右に近侍し、皇帝の下問に應對する侍從官としての性格を有していたことが窺われる。よって門下省の職能もまた、このような皇帝の侍從官としての性格を有していたと推測される。

- (32) 『北齊書』卷三文襄帝紀および『北史』卷六齊本紀上世宗紀は興和二年(五四〇)としているが、『北齊書』校勘記にもある如く、『魏書』卷十二孝靜帝紀および『北史』卷五孝靜帝紀には、大將軍就任は武定二年(五四四)のこととしており、『資治通鑑』もまた武定二年の條に高澄の大將軍就任を載せている。また、校勘記は『北齊書』卷三にみえる崔暹の御史中尉就任は、『北齊書』卷三〇崔暹伝には「武帝初、遷御史中尉」とあることから、「興和」は「武定」の誤りであること疑いなしとしている。本稿では、校勘記に基づき武定二年に統一して論を展開する。

- (33) 高澄の入輔朝政については、『北齊書』卷三文襄帝紀、天平三年(五三六)の條に「(天平)三年、入輔朝政、加領左右、京畿大都督。時人雖聞器識、猶以少年期之、而機略嚴明、事無凝滯、於是朝野振肅。」(『北史』卷六、略同。)とある。この他、高澄の入輔朝政時の有り様については、『北齊書』卷十八司馬子如伝、『北齊書』卷二十四孫搴伝および陳元康伝、『北齊書』卷三十崔昂伝、同書卷三十九崔季舒伝等、参照(『北史』略同)。

- (34) 註(4)、参照。

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的変化を中心として―(川井)

(35) 山本氏、註(4)前掲書、参照。

(36) 『北齊書』卷三十七魏收伝に「時齊將受禪、楊愔奏(魏)收置之別館、令撰禪代詔冊諸文、遣徐之才守門不聽出。」とあり、黃門侍郎楊愔が上奏して魏收に禪讓の詔冊などの諸文を撰せしめるよう奏上していることから、「楊愔書中旨」は楊愔が事前に禪讓の詔文を代筆したとは捉えにくく、むしろ侍從官として皇帝の左右に侍っていたとしたほうが妥当のように思える。

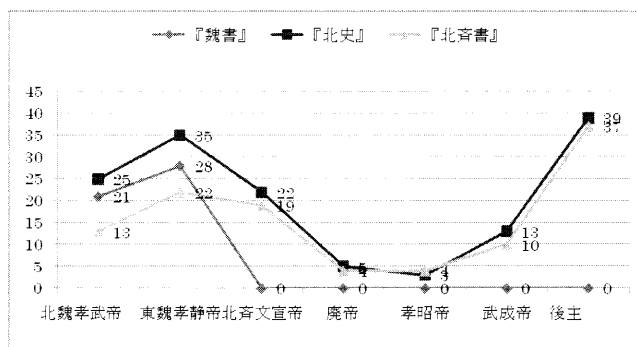
(37) 『北齊書』卷三十七魏收伝によれば、禪讓の準備段階直前、魏收は散騎常侍領中書侍郎として黃門侍郎崔季舒・高德政らとともに機密に与っている。そして、彼が受禪に際して禪讓の詔冊などを撰したとき、彼は秘書監兼著作郎であつた。彼が崔季舒らとともに機密に与つたのは詔勅起草の実権があつた中書侍郎を領職していたことによるものと考えられる。よつて、史料上には見えないが、散騎常侍(從三品)から秘書監(正三品)へ遷官したが、依然として中書侍郎を領職としていたと考えられる。同伝にみえる「自武定二年已後、国家大事詔命、軍国文詞、皆(魏)收所作。」とは、武定二年改革による中書省への草詔權の一元化と重なるものであり、これは魏收が文才に優れているということだけで詔命の作成に当たつていたというよりも領中書侍郎としての職責によるものと解するほうが妥当のように思われる。(中書侍郎が詔勅起草を担当していたことについては、山本氏註(4)前掲書および大峠氏註(29)前掲論文等、参照。)

(38) 許敬宗編、羅國成整理『日藏弘仁本文館詞林校證』中華書局、二〇〇一年、参照。

北魏後期における門下省について―北魏末・東魏の門下省の質的变化を中心として―(川井)

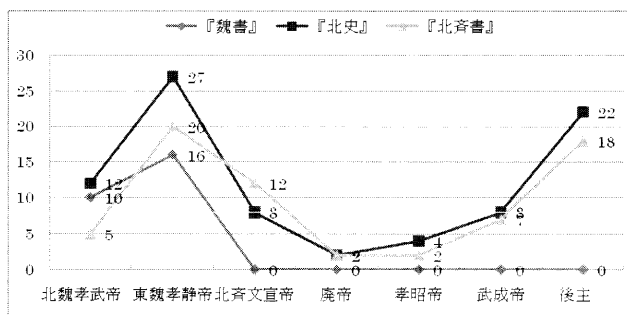
図一 侍中記事事件数統計表

書名	孝武帝 (後廢帝含)	東魏孝靜帝	北齊文宣帝	廢帝	孝昭帝	武成帝	後主 (幼主含)
『魏書』	21	28	0	0	0	0	0
『北史』	25	35	22	5	3	13	39
『北齊書』	13	22	19	4	4	10	37
計	59	85	41	9	7	23	76



図二 黄門侍郎記事事件数統計表

書名	孝武帝 (後廢帝含)	東魏孝靜帝	北齊文宣帝	廢帝	孝昭帝	武成帝	後主 (幼主含)
『魏書』	10	16	0	0	0	0	0
『北史』	12	27	8	2	4	8	22
『北齊書』	5	20	12	2	2	7	18
計	27	63	20	4	6	15	40



(図一、二ともに『魏書』『北史』『北齊書』の記事を参照して作成。)